平成２９年（フ）第２２５号
愛知県刈谷市住吉町１丁目46番地　市営住吉住宅Ａ棟407号
債務者　菅　　雅行
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２４０号
愛知県豊田市西中山町十七屋４番地138
債務者　羽山　沙恵
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２７４号
愛知県みよし市莇生町原28番地２　カーサなるき106号
債務者　左村　　誠
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２７９号
愛知県岡崎市森越町字山伏13番地１
債務者　加藤　敬子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第６４号
三重県鳥羽市石鏡町338番地５
債務者　稲邉みつ枝
1　決定年月日時　平成29年８月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
宮城県登米市迫町佐沼字西舘１番地６
債務者　千葉奈津子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２９年（フ）第２７１号
相模原市中央区南橋本２丁目13番９号　パストラル南橋本205
債務者　遠藤　英明
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２９１号
神奈川県座間市相模が丘４丁目３番27号　相模が丘コーポＮｏ．１－Ｂ号
債務者　安　　京和
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２９２号
相模原市中央区相模原６丁目26番８－401号
債務者　黒島千恵子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２９３号
相模原市南区東林間２丁目15番７号　第一中村ビル203
債務者　星　　徳重（旧姓梅津）
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１３３号
岡山県倉敷市南畝５丁目９番12号　阪本アパート
債務者　岡村　良子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第５８０３号
東京都板橋区常盤台１丁目52－７－201
債務者　櫻井　隆志
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８３９号
東京都杉並区大宮１丁目18－２－101
債務者　滝澤　良子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８６１号
東京都小平市花小金井５丁目29－11－102
債務者　近藤　昭人
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８６３号
東京都葛飾区高砂４丁目１－47－701
債務者　小野寺重夫
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８７０号
東京都練馬区旭町１丁目41－13－302
債務者　齊藤　秀逸
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８７６号
東京都新宿区新宿４丁目２－１－901
債務者　齋藤　敦司
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部